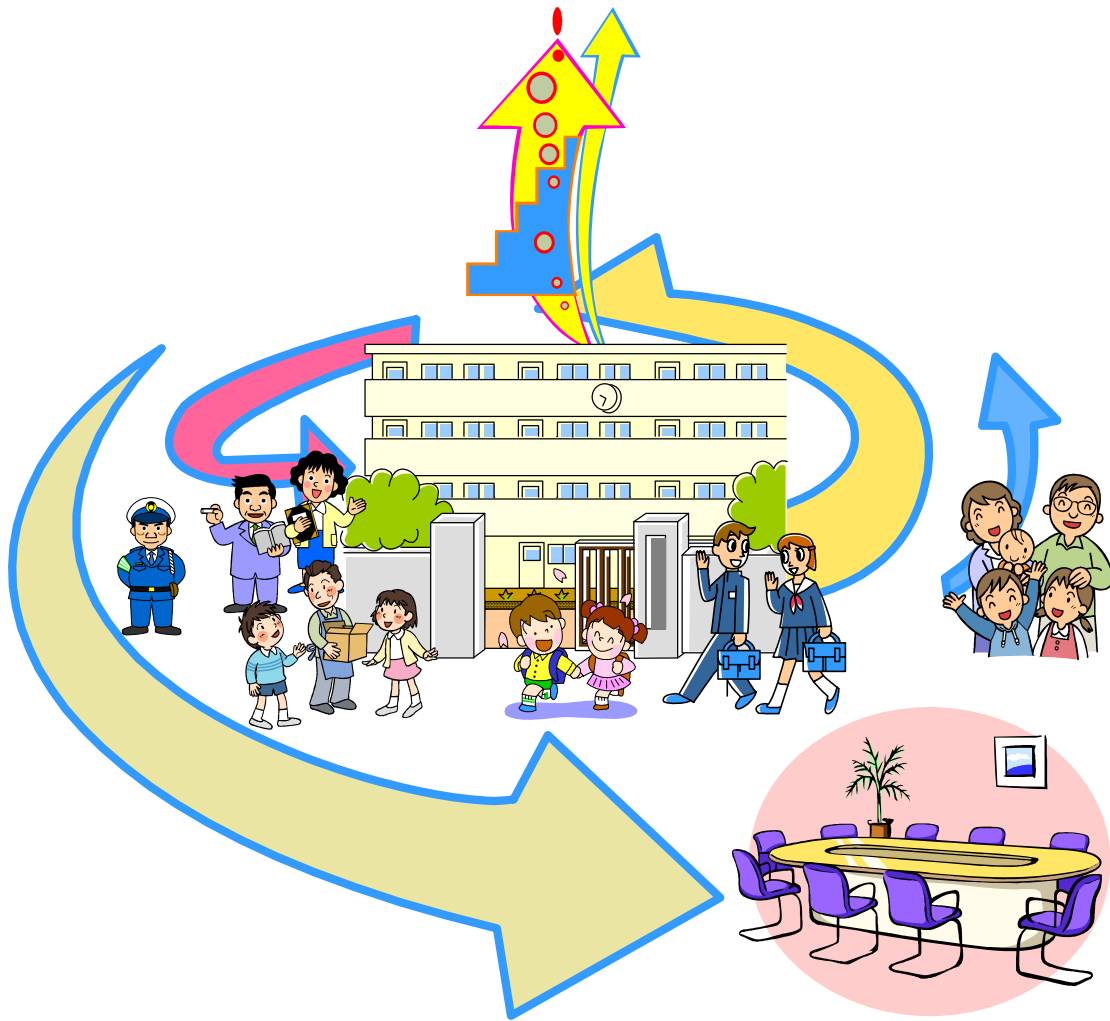


令和3年度改定版

「魅力ある学校づくり地域協議会」活動の手引き



宇都宮市教育委員会事務局学校教育課・生涯学習課

目 次

I	はじめに	2
1	今、求められている学校教育	2
2	本市のこれまでの取組	2
3	「魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業」の実施	4
4	従来の組織との関連	5
II	協議会の概要	7
1	協議会の目的	7
2	協議会の活動内容	7
III	協議会の組織	8
1	協議会の組織図（例）	8
2	協議会の会則	10
3	協議会委員	13
4	協議会の部会組織等	15
5	地域学校協働活動推進員の配置	16
IV	協議会の運営	17
1	「魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業」について	17
2	協議会の活動について	17
3	事業の対象になる活動について	18
①	活力ある学校づくりへの参画	18
②	地域の教育力を生かした学校教育の充実	21
③	地域ぐるみの児童生徒の健全育成・安全確保	23
④	学校施設や地域の教育資源を活用した家庭・地域の教育力向上	24

I はじめに

1 今、求められている学校教育

令和2年度より小学校において、また、令和3年度より中学校において、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことを目指した新しい学習指導要領がスタートしましたが、子どもたちの「生きる力」を育むためには、学校・家庭・地域の連携及び協働を深めることが大切です。

また、地域とともにある学校づくりを実現するためには、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させながら、創意と工夫による特色ある学校づくりを進めることが重要です。

同時に、保護者や地域住民は、学校とともに地域の教育を担っているということに改めて認識し、自らの役割を果たしていくことが大切です。

これからの時代に求められる教育の実現のためには、学校が主体的な教育活動を展開するなど、本来の責任を果たすことはもとより、保護者や地域住民が、学校教育への支援活動や地域の活動などに積極的に参画することが必要となっています。

また、学校には、学校施設の有効活用により、地域住民の活動の場となるなど、地域づくりの拠点となることも求められています。

2 本市のこれまでの取組

本市では、これまでも、地域に開かれ、信頼と魅力のある学校づくりを目指して様々なことに取り組んできました。

平成13年度には全小学校、翌14年度には全中学校に「学校評議員制度」を導入し、保護者や地域住民の意見を反映した学校運営に努めてきました。

また、平成13年度から、「地域児童生徒育成協議会」を各中学校区に発足し、学校・地域・関係機関等が連携して、地域ぐるみでの児童生徒の健全育成の推進を図ってきました。

さらに、平成15年度より「街の先生」活動事業を展開し、各学校での各教科等の学習への支援や環境整備に、地域人材の協力を得るなど、地域の教育力を生かす取組を進めており、「宮っこチャレンジウィーク」では、多くの事業所等のご協力をいただいています。

一方、学校施設については、平成12年度より、すべての学校において地域開放に対応する教室等を整備し、「開かれた学校づくり」を推進してきました。

こうした中、地方分権の大きな流れにより、教育分野においても、地方自治体による独自の主体的な教育行政の展開が求められており、地域の実態を的確に踏まえながら、地域特性を生かした質の高い教育の実現を目指していかなければなりません。

そこで本市では、平成18年1月に、『宇都宮市学校教育推進計画』（うつのみや”いきいき学校”プラン）を策定し、本市の学校教育の課題をとらえ、10年後を見据えながら、今後の学校教育の取組の方向性を明らかにしました。

この計画では、基本理念を「未来を拓くたくましい宮っ子を、活力ある学校が、地域とともに育みます」として、基本目標の一つに「地域から信頼される学校をつくる」を掲げ、さらにその実現のために重点プロジェクトとして「地域の学校づくり」を位置付けています。

これは、本市が、家庭・地域との連携を深めながら、地域に根ざした学校づくりを目指していくことを明確に表したものです。

「地域の学校」とは、学校と家庭・地域との連携を深め、一体となって教育の充実を図るとともに、家庭や地域の教育力向上のために積極的に取り組む学校です。

このような学校づくりを進めるために、学校は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させるとともに、地域の教育力を一層効果的に生かしていくことが必要です。

また、保護者や地域住民は、学校と子どもたちのために何ができるかを考え実践するとともに、自らも家庭・地域の教育力を高めていくことが求められます。

そこで、本市では、「地域の学校」づくりを推進するための組織として、平成18年度から平成20年度までに各小・中学校に「魅力ある学校づくり地域協議会」を設置しました。

3 「魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業」の実施

国においては、全国各地において様々な形で学校教育の充実を図るための、学校支援ボランティアの取組が実施されており、これらを支援し、さらに促進していくために、平成20年度から国の委託事業として「学校支援地域本部事業」を開始いたしました。

この学校支援地域本部事業は、学校支援ボランティアの活動を通して、学校教育のさらなる充実（教員や大人が子どもと向き合う時間を拡充）、生涯学習社会の実現（自らの学習成果を子育てに活かす場を拡充）、地域の教育力の向上（学校を核とした地域の活性化）を図るため、その体制を整備することを目的に、3年間のモデル事業として、実施されました。

本市では、この国のモデル事業の趣旨に賛同し、「魅力ある学校づくり地域協議会」のうち、準備が整った53の協議会でこの事業を受託しました。

この学校支援地域本部事業の実施により、受託した協議会では、活動を支える体制が確立し、多くの地域の大人の協力により、様々な取組を通して、地域主体の地域ぐるみの子育て活動が実施できるなど、多くの成果を上げることができました。

平成23年度以降、モデル事業は廃止されましたが、本市では、この事業の実施により得られた成果を生かし、すべての協議会の活動を活性化するとともに、将来にわたりその活動を継続できるよう、「地域はみんなの学校づくり事業」（平成25年度から「魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業」に改称）として、引き続き協議会の活動を支援する仕組みを整えました。

この「魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業」は、「魅力ある学校づくり地域協議会」の活動を通して、地域の教育力を生かした「学校教育の充実」と地域ぐるみの子育てによる「家庭・地域の教育力向上」を図り、大人と子どもがともに学びともに育つ「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進するものです。

4 従来の組織との関連

(1) 学校評議員制度について

「学校評議員制度」は、地域に開かれた学校づくりを推進することを目的として、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させるための役割を果たしてきました。

この「学校評議員制度」は、「魅力ある学校づくり地域協議会」の設置に伴い、この機能を充実させ、意見を反映させるとともに、学校と家庭・地域が連携・協力できる内容を協議し、さらにそれを実践していくものとして、平成19年度に発展的に解消しました。

したがって、各小・中学校の「魅力ある学校づくり地域協議会」においては、委員の人選、運営等において、従来の「学校評議員制度」の機能を果たせるよう、配慮する必要があります。

(2) 地域児童生徒育成協議会について

「地域児童生徒育成協議会」は、市内の21中学校区（旧宇都宮市内）において、それぞれの実情に応じ、学校・地域・関係機関が連携しながら、児童生徒の健全育成のために創意工夫ある取組を進めてきました。

この「地域児童生徒育成協議会」は、「魅力ある学校づくり地域協議会」の中学校区への設置に伴い、その委員として、中学校区（地域児童生徒育成協議会による中学校区）内の小学校が加わることを必須とすることにより、「地域児童生徒育成協議会」の機能を果たせるようにし、この協議会を平成18年度に発展的に解消しました。

したがって、「魅力ある学校づくり地域協議会」の運営にあたっては、中学校区内の小・中学校と十分な調整を図ることが大切です。

(3) 地域・学校の諸団体・組織等との連携について

本市の各地域には、地域まちづくり組織をはじめ、自治会、青少年育成会、子ども会、地区体育協会などの諸団体があり、また、各学校を単位として、PTAはもとより、宮っ子ステーション、子どもの家、留守家庭児童会、スポーツ少年団、学校ボランティアなどの様々な組織があります。

これらの諸団体・組織等は、独自の目的をもちながら、必要に応じて連携を図りつつ、それぞれに活動を進めています。

「魅力ある学校づくり地域協議会」は、”学校・家庭・地域が一体となって学校教育の充実と家庭や地域の教育力向上を図る”という独自の目的をもって様々な活動を行いますが、その目的を達成する上では、上記のような諸団体・組織等との十分な連携を図り、協力を得ることが不可欠です。

なお、「魅力ある学校づくり地域協議会」は、各小・中学校に設置されましたが、自治会・まちづくり組織の範囲が学区と一致しない場合など、地域の実情を考慮しながら、連携を図る必要があります。

Ⅱ 協議会の概要

1 協議会の目的

「魅力ある学校づくり地域協議会」（以下 協議会）は、学校代表・PTA代表・地域諸団体代表等によって構成され、「地域とともにある学校づくり」を推進することにより、心豊かでたくましい宮っ子の育成を目指す組織です。

具体的には、以下のような目的をもって活動を進めます。

- 保護者や地域住民の意見を的確に学校運営に反映できるようにしながら、豊かな特色をもった活力ある学校づくりに参画します。
- 地域の教育力を有効に生かすことにより、学習支援や学校の環境整備などに協力するなど、学校教育の充実を図るための活動を行います。
- 学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒の健全育成や安全確保を図る取組を推進します。
- 学校施設や地域の教育資源を活用するなどして、地域や家庭の教育力の向上を図ります。

2 協議会の活動内容

上記のような目的を達成するため、各協議会においては、学校や地域の実情に応じた取組を進めることとなります。

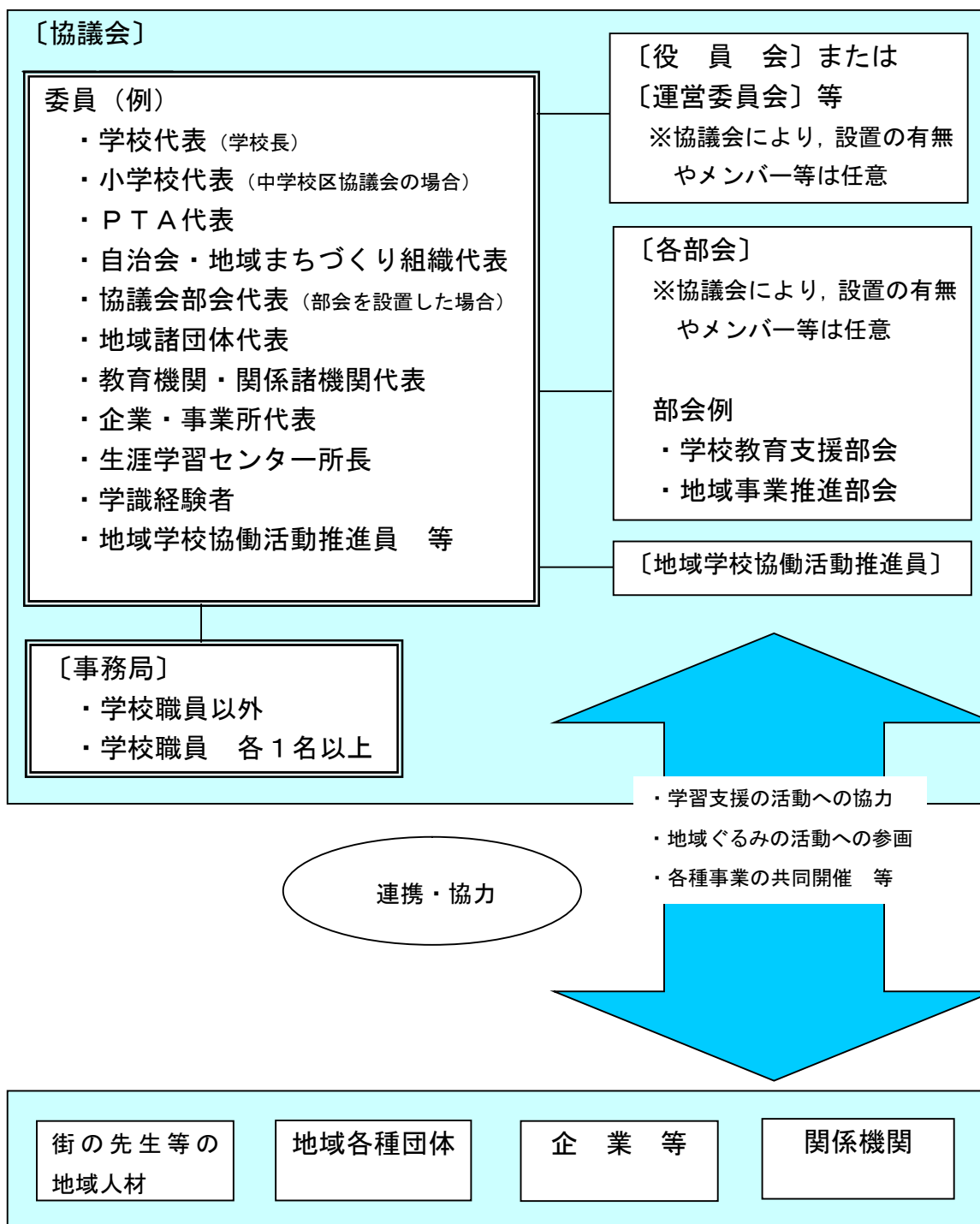
具体的には、以下のような活動例が考えられます。

〔協議会の活動内容例〕

- 活力ある学校づくりへの参画
 - ・ 学校の課題や取組状況など学校運営全般に関する事項についての意見交換
 - ・ 学校長が作成する基本方針の案についての意見交換
 - ・ 学校長の基本方針に基づき、校内体制充実や特色ある学校づくりの実現のための職員の配置に関する意見交換
 - ・ 学校教育に協力が可能な企業・事業所に関する情報提供
- 学校の教育活動に地域教育力を有効に生かした学校教育の充実
 - ・ 学習支援に協力する地域人材のコーディネート
 - ・ 体験活動や校外活動を実施する際の協力者の募集
 - ・ 教室内外の環境整備や教材作成への連携・協力
- 地域ぐるみによる児童生徒の健全育成・安全確保
 - ・ 学校・地域が一体となった、地域ぐるみのあいさつ運動の実施
 - ・ 登下校時の安全確保のための立哨、巡回パトロールの実施
- 学校施設や地域の教育資源を活用した家庭や地域の教育力向上
 - ・ 学校施設を活用した子育て講座や食育に関する出前講座の実施
 - ・ 休日の学校図書室開放
 - ・ 子ども向けプログラムや地域フォーラム、異世代交流事業の実施
- 協議会事業の周知・広報など、その他協議会の発案によること

Ⅲ 協議会の組織

1 協議会の組織図（例）



2 協議会の会則

協議会には、協議会会則を必ず備え付け、協議会の目的、名称、役割、組織等について明らかにしてください。（次頁 協議会会則の例 を参照ください。）

※サンプル…学校用グループウェア「ミライム」>教育委員会キャビ>生涯学習課>魅力ある学校
づくり地域協議会

名称は、◇◇小学校魅力ある学校づくり地域協議会・◇◇中学校地域協議会など、学校名等を入れます。

委員の人数は、実質的な協議を行うのにふさわしい人数とします。

役員のうち、会長については、協議会が、学校に連携・協力する組織であるという趣旨を踏まえ、学校長以外（P T A代表または地域代表）があたります。

会議については、定期的なものと臨時的なものが考えられます。定期的な会議は、「学校運営に関する基本的な方針」や「学校運営状況等についての評価」、「学校や児童生徒の現状や課題」等の協議を行うため、4回程度開催してください。

部会の設置は協議会の任意です。学校や地域の実態に応じて検討してください。

事務局員は、学校職員1名以上、学校職員以外1名以上、計2名以上とします。学校職員としては、副校長や地域連携教員などが考えられますが、役割分担を工夫し、できるだけ負担を軽減する配慮が必要となります。また、学校職員以外の候補者としては、P T A事務局員や地域の元教職員などが考えられますが、ふさわしい方を保護者や地域住民の中から選定してください。

〇〇〇学校地域協議会会則

(設置目的)

第1条 この会則は、宇都宮市立〇〇〇学校区において、学校、家庭、地域が連携協力して、地域に根ざした学校づくりを推進するための取組を行う「魅力ある学校づくり地域協議会」事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 協議会の名称を、〇〇〇学校地域協議会（以下「協議会」という。）とする。

(組織)

第3条 協議会は、地域代表、PTA代表、学校の代表者などが自主的に参加する任意の組織とする。

(役割)

第4条 協議会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 学校運営について学校長に意見を述べること。
 - ・ 学校の課題や取組状況など学校運営全般に関すること。
 - ・ 学校長が作成する学校運営に関する基本的な方針（以下「基本方針という。」）の案に関すること。
 - ・ 学校長の基本方針に基づき、校内体制充実や特色ある学校づくりの実現のための職員の配置に関すること。ただし、特定の個人に係るものを除く。
- (2) 学校の教育活動の充実のため、家庭・地域が学校に支援・協力する内容について協議し、企画・運営すること。
 - ・ 学校の特色づくりへの支援・協力に関すること。
 - ・ 各教科等の学習や学校行事等への支援・協力に関すること。
 - ・ 学校の環境整備への支援・協力に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成や安全確保のために、学校と家庭・地域が一体となって取り組む内容について協議し、企画・運営すること。
- (4) 学校施設や地域の教育資源を活用した地域・家庭の教育力向上を図るための内容について協議し、企画・運営すること。
- (5) その他、第1条の目的に応じて、協議会の発案による事業を実施すること。

(委員)

第5条 協議会委員は、次に掲げる者で構成する。

- ・ 地域代表
- ・ PTA代表
- ・ 学校代表
- ・ その他、協議会が必要と認めた者
- ・ 地域学校協働活動推進員

- 2 委員は、協議会の会議で選出し、教育長の委嘱を受ける。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員の人数は、〇名程度とする。

(役員)

第6条 協議会に会長1名(学校職員以外)、副会長若干名(学校長を含む。)、監事若干名を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。
- 5 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(地域学校協働活動推進員)

第7条 地域学校協働活動推進員は、協議会の会議で協議した活動の方針を受けて、第4条の役割に応じた活動を円滑に実施するための連絡調整を行う。

- 2 地域学校協働活動推進員は、協議会の会議で選出し、教育長の委嘱を受ける。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、年間〇回とするが、会長が必要と認めたときは臨時に招集できる。
- 3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 本協議会に、第4条の役割に応じた活動を行うための部会を置くことができる。

- 2 部会の設置には、協議会の承認を必要とする。
- 3 部会の代表者は、協議会の構成員とする。
- 4 部会は、協議会に活動報告書を提出しなければならない。

(守秘義務)

第10条 協議会委員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事業経費)

第11条 協議会は、教育委員会からの委託料の他、参加者からの負担金又は、その他の経

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、宇都宮市立〇〇〇学校に置く。

2 事務局員は2名以上（学校職員1名以上，学校職員以外1名以上）とする。

(補 則)

第13条 この会則に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は，平成〇〇年〇月〇日から施行する。

附 則

この会則は，令和〇〇年〇月〇日から施行する。

3 協議会委員

協議会は、学校の代表者、地域代表、PTA 代表などが、自主的に参加する任意の組織です。

まず、必ず委員となるメンバーとしては、学校の代表として学校長、保護者の代表としてPTA会長、地域の代表として自治会・地域まちづくり組織等の代表者（会長に限らない。）、**地域学校協働活動推進員**などがあげられます。

その際、一部の方の負担が過重とならないよう、十分考慮しながら、参加いただく方を決定してください。

また、中学校の協議会は、「小中一貫・地域学校園」の取組として「協議会の連携」が設定されていることから、地域学校園内の各小学校長を委員とすることを必須としています。

さて、この協議会は、学校運営に意見を述べるだけでなく、学校の学習指導への協力、地域ぐるみの児童生徒の健全育成や安全確保のための取組などを進め、学校教育の充実と家庭・地域の教育力の向上を図るためのものです。その目的を達成するには、協議会委員の構成が大変重要です。

従って、学校教育の充実や家庭・地域の教育力の向上のために関連の深い地域諸団体、関係機関などと連携しやすくするとともに、協議会の趣旨や目的を踏まえた実際の活動を担ってくれる方に参加していただけるよう配慮してください。

なお、地域学校協働活動推進員は、協議会で協議される活動の方針を受けて、活動の核として総合的な調整役を担うことから、委員や事務局などの協議会のメンバーとして参加し、協議会活動を円滑に進めていくことが求められています。

（次頁 委員，役員，事務局等の候補者 を参照ください。）

参 考 委員， 役員， 事務局等の候補者（協議会が定める協議会会則による）

【構成員】

	委員候補者	
	候補者の所属・役職等	備考
・学校代表	学校長	※左記の方にはなるべく委員になっていただく。
・PTA・保護者代表	PTA会長	
・地域代表	自治会・地域まちづくり組織代表（会長でなくて可）	
・協議会各部会代表	協議会が設置する部会（部会設置の場合のみ）	
・地域の住人，諸団体，教育機関・関係機関，企業代表等 ※各組織の代表は，会長・団長等に限らない。 ※委員とせず，必要に応じた連携・協力をすることも考えられる。	元学校評議員	
	学識経験者	
	青少年育成会，子ども会	
	地区体育協会	
	児童委員・民生委員代表	
	宮っ子ステーション・子どもの家・留守家庭児童会	
	スポーツ少年団	
	中学校区内小学校長	
	校区内小・中学校PTA	
	幼稚園・保育所	
	高等学校・専修学校	
	生涯学習センター	
企業・事業所，各種施設代表者		
・地域学校協働活動推進員	学校と地域の両方の状況を把握できる地域の協力者から選任 ※1人ではなく複数名を配置することが望ましい	
・学習支援，児童生徒の健全育成・安全確保のための協力者 ・家庭・地域教育力向上のための協力者	（例） ◇学習支援ボランティア ◇学校安全ボランティア ◇読み聞かせボランティア ◇部活動指導ボランティア ◇環境整備ボランティア ◇青少年指導員 ◇少年補導員 ◇交通安全指導員 ◇スクールガードリーダー ◇生涯学習センター職員 ◇学校施設活用団体代表	

【役員・事務局】

	人数	候補者の所属・役職等 ◎必須 ◇任意
◎会長	1名	学校職員以外（例）PTA会長，地域諸団体代表等
◎副会長	若干名	◎学校長 ◇PTA代表 ◇自治会・まちづくり組織代表 ◇地域代表等
◇運営委員	若干名	◇PTA代表 ◇地域代表 ◇協議会部会代表（部会設置の場合）
◎事務局（会計）	2名以上	◎学校職員1名以上（例）副校長・地域連携教員等 ◎学校職員以外1名以上（例）PTA事務局員 元教職員等

4 協議会の部会組織等

この協議会の特徴は、話し合いを行うのみではなく、実践的な活動を進める
ところにあります。

そのため、学校規模や地域の実情などの諸条件を踏まえながら、協議会に「部
会」を置き、話し合いで決まったことを実践に移したり、地域に呼びかけて活
動の輪を広げたりする活動を進められるようにすることが大切です。

また、各学校や地域には、読み聞かせボランティアの組織、児童生徒の健全
育成や安全確保を目的とした組織、学校施設を主な活動場所として家庭教育力
向上につながる取組を進めている組織などが、独自に、主体的な活動を進めて
いる場合もあります。

そのような組織に働きかけ、協議会の趣旨等に賛同いただける場合には、協
議会の部会として参画を求め、協議会の活動や、他の諸団体等との連携を図っ
た活動を進めやすくすることも有効です。

なお、協議会に「部会」を設置した場合には、部会の代表者は協議会委員と
なります。

〔部会例・活動内容例〕

部 会 名 (例)	活 動 内 容 例
学校教育応援部会	<ul style="list-style-type: none">・ 授業や体験活動等に協力できる人材の募集や日程調整・ 授業で使用する教材作成や教室内外の環境整備への協力・ 読み聞かせや、学校図書室整備のための連携・協力
地域の子ども育成部会	<ul style="list-style-type: none">・ 地域ぐるみのあいさつ運動の実施・ 登下校時の安全確保のための立哨、巡回パトロールの実施
地域事業推進部会	<ul style="list-style-type: none">・ 学校施設を活用した子育て・食育等の出前講座の実施・ 子ども向けプログラムや異世代交流事業の実施・ 休日の学校施設の開放
協議会活動広報部会	<ul style="list-style-type: none">・ 協議会の活動を地域に周知・広報するための「協議会だより」の発行

5 地域学校協働活動推進員の配置

協議会は、地域ぐるみの子育てについての話し合いに留まらず、実践的な活動の実施が求められていることから、協議会が行う活動を円滑に運営するため、日常的な学校・家庭・地域・企業の連携を図れるよう、総合的な調整役として、連絡調整を担う「地域学校協働活動推進員」を配置します。

地域学校協働活動推進員の配置にあたっては、地域協議会委員や部会の代表者、学校支援ボランティア、PTA関係者、その他の学校関係者など、学校と地域の両方の状況を把握できる地域の協力者の中から、選任することが望ましいとされています。

また、協議会の活動は、将来にわたりより多くの地域の大人が自発的に幅広い活動に携わり、継続して実施することが求められていることから、1人ではなく複数の地域学校協働活動推進員を配置し、役割を分担することや後継者を養成しておくことが望ましいとされています。

地域学校協働活動推進員は、協議会で検討される活動の方針を受けて、学校教育支援活動として、学校と学校支援ボランティアや地域との連絡調整を担うとともに、家庭・地域教育活動として、地域ぐるみで子どもを育てるための家庭と地域に対する働きかけのための連絡調整を行うために、以下のような活動を行うこととなります。

ただし、協議会の活動は、より多くの地域の大人が自発的に幅広い活動に携わり、実践するために組織されていますので、地域学校協働活動推進員同士や他の事務局員、他の委員と業務を分担するなど、一部に過度な負担にならないよう、十分に配慮する必要があります。

(1) 学校教育支援活動の連絡調整

- ・ 学校支援ボランティア活動の企画
- ・ 参加の呼びかけ・募集・連絡
- ・ 学校とボランティア間の調整
- ・ ボランティアの養成・意識啓発
- ・ 人材バンクリストの作成 等

(2) 家庭・地域教育活動の連絡調整

- ・ 家庭・地域教育活動の企画
- ・ 参加の広報・募集・連絡
- ・ 講師等との調整 等

(3) その他

- ・ 学校、地域との日常的な連絡調整
- ・ 教育委員会事務局との日常的な連絡調整
- ・ 地域学校協働活動推進員活動の記録 等

IV 協議会の運営

1 「魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業」について

協議会は、次代を担う心豊かでたくましい児童生徒を育成するため、将来にわたり活発な活動を継続して実施する必要があります。

そのため、宇都宮市では、すべての協議会の活動について、地域の教育力を生かした「学校教育の充実」と地域ぐるみの子育てによる「家庭・地域の教育力向上」を両立させながら効果的に向上できるよう、協議会が行う活動を総合的に支援するための施策として「魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業」を実施します。

2 協議会の活動について

協議会は、

- ① 活力ある学校づくりへの参画
- ② 地域の教育力を生かした学校教育の充実
- ③ 地域ぐるみの児童生徒の健全育成・安全確保
- ④ 学校施設や地域の教育資源を活用した家庭・地域の教育力向上

の役割を果たすために設立されました。

協議会は、①から④までの役割を果たすために、その各々について、地域の実情に応じた活動を実施します。

また、「魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業」では、地域の教育力を生かした「学校教育の充実」と地域ぐるみの子育てによる「家庭・地域の教育力向上」を両立させ、効果的に推進していくことが求められています。

そのため、協議会には、本事業の実施に当たり、①から④のすべての活動をバランスよく実施することが必須とされています。

3 事業の対象になる活動について

宇都宮市では、この事業の実施に当たり、地域の実情に応じた協議会の活動を支援できるよう、すべての協議会に事業を委託しています。

協議会は、委託料を活用して、下記の①、②、③、④ア)、④イ)の活動を地域の実情に応じて、すべて実施することになります。

①活力ある学校づくりへの参画

協議会は、学校長が行う学校運営について、地域の意見を取り入れ、学校のマネジメント力を向上させるとともに、多くの地域の大人が学校の教育活動を支援できるよう、学校の課題や取組に関する意見交換や学校マネジメントシステムによる学校評価、学校教育に協力が可能な企業や事業所に関する情報提供などを行うための会議を開催します。

本市におきましては、現在、魅力ある学校づくり地域協議会を「宇都宮版コミュニティ・スクール」として、地域とともにある学校づくりを目指し、実施しています。本市が進める魅力ある学校づくり地域協議会では、国のコミュニティ・スクールの機能の一部を取り入れ、学校運営に対する意見交換や協議を通して、地域の声を学校運営に反映しており、協議会のさらなる学校運営への参画機能強化のため、「宇都宮市立学校の管理運営に関する規則」を一部改正しました。

○「宇都宮市立学校の管理運営に関する規則」※平成31（2019）年4月1日施行

（学校運営状況及び基本方針案の説明等）

第35条の2

校長は、保護者及び地域住民その他の関係者の意見を学校運営に反映させるため、魅力ある学校づくり地域協議会（以下「地域協議会」という。）に学校運営の状況及び次に掲げる学校運営に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の案について説明し、地域協議会から意見を聴くとともに、その意見を踏まえて基本方針を策定するものとする。

（1）教育目標、学校経営の方針

（2）教育課程編成の方針

2 校長は、地域協議会から基本方針の実現に資する職員の配置に関する意見（特定の個人に係るものを除く。）があった場合は、教育委員会に人事について具申する際、その意見を尊重するものとする。

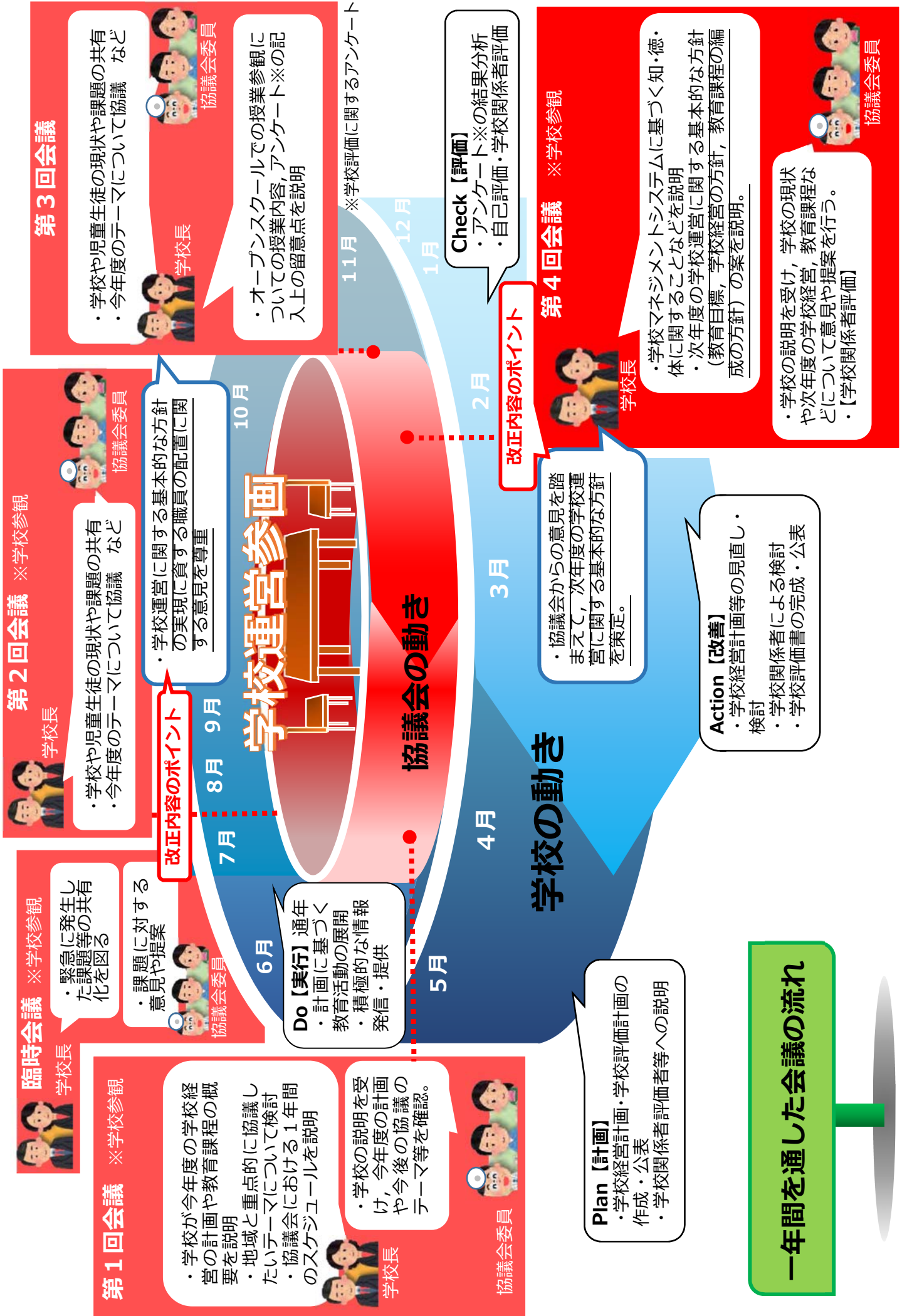
この規則の内容について説明しますと、第35条の2の1項では、これまで同様に、学校長は、保護者及び地域住民その他の関係者の意見を学校運営に反映させるために、協議会に学校運営の状況を説明し、意見を聴きます。

また、学校長が作成する学校運営に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を、教育目標、学校経営の方針、教育課程の編成の方針と定め、学校長は、次年度の基本方針の案について年度末の協議会で説明し、出された意見を踏まえて、基本方針を策定することを規定しました。

さらに、第2項では、学校長は、協議会から基本方針の実現のための職員の配置（例：「子どもたちの表現力を伸ばせる先生を配置してほしい。」、「健康でたくましい子どもたちの育成のため、体育指導に秀でた先生を配置してほしい。」、「緑に囲まれた環境を活かすため、緑化活動で力を発揮できる先生を配置してほしい。」など）に関する意見があった場合は、市教育委員会に人事について申し出る際、その意見を尊重することも規定しました。

そのために、学校は、協議会が行う意見交換や学校評価、情報提供に係る会議がより適切で効果的なものになるよう、学校行事の日程、学習の状況、学校としての課題や問題行動（暴力行為、いじめ、不登校の数）、進路状況に関する情報など、学校の情報を積極的に地域に提供し、理解促進を図ることが大切です。

したがって、各協議会の会則におきましても、P10の「協議会会則の例」を参考に、協議会のさらなる学校運営への参画機能強化を図るものとします。なお、P20の図では、改正内容をもとに、一年間を通じた会議の流れを示しています。



一年間を通じた会議の流れ

②地域の教育力を生かした学校教育の充実

協議会は、地域のボランティアの参画を得て、学校教育を充実させるための学校教育支援活動を実施します。

そのために、協議会は、活動の企画、広報、学校支援ボランティアの募集、人材バンクの作成等を行います。

また、協議会は、バランスよくその活動を実施するため、下表に示す「活動の区分」に従い、ア)からウ)のすべての区分の活動を実施することを基本としますが、その活動の内容や活動数は、地域の実情や特性、学校の要望に応じて、企画し、実施するものとします。

なお、学校教育支援活動の内、特に学習支援活動については、地域の大人が自ら学んだ学習の成果やスキルを生かし、児童生徒の学びを深め、広げることができるとともに、自らの自己実現ややりがいを得られる活動であること、更に、児童生徒と密接に関わる活動であるため、地域の子どもを地域で育てる地域教育力の向上が期待できることから、積極的な実施に努めるものとします。

また、活動の実施に当たっては、特色ある教育活動、小学生と中学生の発達段階や学びの深さの違い、「小中一貫教育・地域学校園」を生かした学校間の連携など、各々の地域協議会を取り巻く状況にも配慮が必要です。

【主な学校教育支援活動】

活動の区分	活動の例	
<p>ア) 学習支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の学習を補助する活動 ・ ゲストティーチャーとして授業の内容に関する専門性のある活動 ・ 児童生徒のつまづきを支援する活動 など 	教科等補助	<p>(国語) 書写の指導補助, 俳句の指導 (算数・数学) ドリル学習の採点補助 (理科) 実験の補助 (社会) 戦争体験談, 地域の歴史講話 (外国語活動・外国語) 英会話の指導補助 (体育・保健体育) 水泳の指導補助 (音楽) 楽器演奏の指導補助 (図画工作・美術) 水彩画, 木工の指導補助 (家庭・技術家庭) ミシン, 裁縫の指導補助 (総合的な学習の時間) 体験活動の補助 (生活) 町探検の引率, 野菜作り補助 (道徳) 人権に関するミニ講話 (特別活動) 体験活動の補助 など</p>
	読み聞かせ	朝や昼休みの読み聞かせ活動
	その他	特別な支援を必要とする子どもへの支援 夏休み等の作品整理 など
イ) 校内環境整備活動	<p>児童生徒が行う清掃の指導 図書室蔵書整理, 図書室掲示物作成 窓ガラス清掃, 遊具の塗り替え 学校花壇・樹木の整備, 校庭の草刈 など</p>	
ウ) その他の活動	学校行事の運営補助	<p>学校行事の記録写真撮影, テント設営, 受付, 賞状作成 など (運動会, 文化祭, 卒業式, 入学式, 遠足, ボランティア活動 など)</p>
	部活動指導補助	<p>部活動の指導補助 試合, 大会の引率 など</p>

③地域ぐるみの児童生徒の健全育成・安全確保

協議会は、地域のボランティアの参画を得て、地域ぐるみで児童生徒の健全育成や安全確保のための活動を実施するものとします。

そのために、協議会は、活動の企画、広報活動、学校支援ボランティアの募集、人材バンクの作成等を行います。

また、協議会は、バランスよくその活動を実施するため、下表に示す「活動の例」を参考に、地域ぐるみで児童生徒の「健全育成のための活動」や「安全確保のための活動」の内、いずれかを必ず実施するものとしますが、その活動の内容や活動数は、地域の実情や特性、学校の要望に応じて、協議会が企画し、実施するものとします。

また、活動の実施に当たっては、特色ある教育活動、小学生と中学生の発達段階や学びの深さの違い、「小中一貫教育・地域学校園」を生かした学校間の連携など、各々の協議会を取り巻く状況にも配慮が必要です。

【主な健全育成・安全確保活動】

活動の区分	活動の例
健全育成活動	地域ぐるみのあいさつ運動 登下校の見守り活動に合せたあいさつ運動 健全育成に係る標語募集 など
安全確保活動	スクールガード活動 (登下校の見守り活動, 安全指導, 安全パトロール, 校内パトロール) など

④学校施設や地域の教育資源を活用した家庭・地域の教育力向上

ア) 家庭教育活動の実施

協議会は、就学時健診や入学説明会、保護者会、参観日等の多くの親が集まる様々な機会等を活用して、保護者等を対象に、家庭の教育力の向上を図るための活動を実施するものとします。

そのために、協議会は、活動の企画、広報、参加者の募集、運営等を行います。

また、協議会は、バランスよくその活動を実施するため、下表に示す「活動の例」を参考に、保護者が「家庭教育について考える活動」や「親子でコミュニケーションをとる活動」の内、いずれかを必ず実施するものとしますが、その活動の内容や活動数は、地域の実情や特性に応じて、協議会が企画し、実施するものとします。

なお、活動にあたっては、地域学校園内での合同実施など、地域協議会同士の連携にも配慮が必要です。

【主な家庭教育活動】

活動の区分	活動の例
家庭教育について考える活動	親学座談会、ワークショップ 親学講座、家庭教育講演会 など
親子でコミュニケーションをとる活動	親子体験活動（料理教室、工作等） 親子奉仕活動（夏休み清掃活動） など

イ) 地域教育活動の実施

協議会は、保護者を含む地域の住民を対象に、地域の教育力の向上を図るための活動を実施するものとします。

また、協議会は、バランスよくその活動を実施するため、下表に示す「活動の例」を参考に、地域の大人が「地域教育について考える活動」や「子どもを含めた地域のネットワークを広げる活動」、「放課後や学校の休業日などの学習支援」の内、いずれかを必ず実施するものとしますが、その活動の内容や活動数は、地域の実情や特性に応じて、協議会が企画し、実施するものとします。

そのために、協議会は、活動の企画、広報、参加者の募集、運営等を行います。

特に、中学生を対象とする放課後・長期休業中の学習支援活動（【地域未来塾】）については、地域の大人が自ら学んだ学習の成果やスキルを生かし、児童生徒の学びを深め、広げることができるとともに、自らの自己実現ややりがいを得られる活動であること、更に、児童生徒と密接に関わる活動であるため、地域の子どもの地域で育てる地域教育力の向上が期待できることから、積極的な実施に努めるものとします。

また、活動にあたっては、地域学校園内での合同実施など、地域協議会同士の連携にも配慮が必要です。

なお、令和3年度から、地域教育活動としては、放課後や学校の休業日に活動を行うものとします。（学校の授業・行事もしくは登下校時の活動である場合は、活動の内容によって、「学校教育支援活動」「安全確保活動」「健全育成活動」のいずれかにしてください。または、親学や親子の交流等を主目的とする活動である場合には、「家庭教育活動」としてください。）

【主な地域教育活動】

活動の区分	活動の例
地域教育について考える活動	地域教育力向上フォーラム 地域教育座談会・ワークショップ 地域教育講演会 など
子どもを含めた地域のネットワークを広げる活動	地域交流活動（地域歴史探訪ウォーキング, ボランティア感謝の会） 地域奉仕活動（ふれあい清掃活動） 宿泊体験活動（学校宿泊体験, サマーキャンプ） その他（地域カレンダー作成・配布） など
放課後や学校の休業日などの学習支援	放課後等学習支援（地域未来塾） ※ 講師・立会いボランティア謝金は中学校のみ

発行：宇都宮市教育委員会事務局学校教育課・生涯学習課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所

TEL 028-632-2729

FAX 028-639-0613

E-mail u4602@city.utsunomiya.tochigi.jp
